

山鹿市「D o S P O T」利用規約

1 趣旨

この規約は、山鹿市（以下「市」という。）が、日常の来訪者等に対する利便性の向上と災害時の避難者等に対する情報収集のための利用を目的として設置する「D o S P O T」（エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が提供する無料インターネット接続サービスをいう。以下同じ。）のアクセスポイント（以下「本アクセスポイント」という。）の利用について必要な事項を定めるものです。

2 規約の同意

本アクセスポイントを利用するためには、この規約及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が定める「D o S P O T（無料インターネット接続サービス）利用規約」に同意する必要があります。なお、本アクセスポイントを利用した場合、この規約に同意したものとみなします。

3 サービス内容

- (1) 本アクセスポイントは、市が「D o S P O T」を設置した施設の利用者向けに提供します。
- (2) 利用者は、本アクセスポイントの利用可能エリアにおいて、利用者が所持するW i - F i 接続機能を有する通信機器等を使ってインターネットに接続することができます。
- (3) 無線区間の暗号化は実施されていません。利用する機器のセキュリティ対策は利用者において行ってください。

4 利用料金

本アクセスポイントの利用料は、無料です。ただし、インターネット上の有料サービスは、利用者の負担となります。

5 利用記録

市は、利用状況及び不正アクセスの確認のため、本アクセスポイントへの接続状況を記録することがあります。

6 禁止事項

本アクセスポイントの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 市若しくは第三者の著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 市若しくは第三者の財産若しくはプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 市若しくは第三者に不利益若しくは損害を与え、又は与えるおそれのある行為
- (4) 市又は第三者を誹謗中傷する行為

- (5) 市又は第三者の保有する情報等を不正に収集し、若しくは開示する行為
- (6) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を他に提供する行為
- (7) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを本アクセスポイントを利用して又は本アクセスポイントに関連して使用し、若しくは提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引その他の目的で特定若しくは不特定多数にメールを送信し、又はメールの送信を誘導若しくは誘発する行為
- (10) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (11) 法律、政令、省令、条例、規則、命令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (12) 市が「D o S P O T」を設置した施設の利用条件等に違反し、又は当該施設の利用者の迷惑になる行為
- (13) その他市が不適切と判断する行為

7 免責事項

- (1) 市は、利用者が本アクセスポイントを利用したこと又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も負いません。
- (2) 市は、利用者が本アクセスポイントを利用してインターネットに接続したことに起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負いません。
- (3) 市は、本アクセスポイントに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本アクセスポイントが中断なく稼動することを保障しません。
- (4) 本アクセスポイントの利用に係る通信機器等の設定は、利用者が行うものとし、市は、通信機器等の設定に関する個別の問い合わせには対応しません。
- (5) 市は、通信機器等の種類、基本ソフトウェア、ソフトウェア、Webブラウザ等によって本アクセスポイントを利用できないことに関して、いかなる責任も負いません。
- (6) 市は、市が設置する「D o S P O T」及び本アクセスポイントの仕様に関する質問には一切お答えしません。
- (7) 市は、西日本電信電話株式会社が提供する公衆無線LANサービス「フレッツ・スポット」について一切関知しません。

8 運用の中止

市は、予告することなく本アクセスポイントの利用を停止し、又は廃止することがあります。この場合において、市は、本アクセスポイントの利用の停止又は廃止により利用者に生じた一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も負いません。

9 規約の変更

市は、利用者の承諾を得ることなく、又は予告することなくこの規約の内容を変更することがあります。この場合において、この規約の変更後に本アクセスポイントを利用

した場合、利用者は、当該変更に同意したものとみなします。

1 0 損害賠償

利用者は、利用者がこの規約又はエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が定める「D o S P O T（無料インターネット接続サービス）利用規約」に違反したことにより市が損害を被った場合、その損害を負担するものとします。

1 1 法令等の遵守

利用者は、本アクセスポイントの利用に当たっては、この規約及び関係法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとします。

1 2 準拠法

この規約に関する準拠法は、日本国法とします。

1 3 管轄裁判所

この規約又は本アクセスポイントに関して市と利用者との間で紛争が生じた場合、熊本地法裁判所山鹿支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1 4 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定めます。

附 則

この規約は、平成28年6月4日から施行するものとします。